

青森県報

第三千七百二十五号

平成二十五年
八月二日
(金曜日)

目次

告 示

災害対策基本法による指定地方公共機関の指定……………(防災消防課) ……一
 特定行為業務の登録……………(高齢福祉課) ……一

公 告

共通基盤システム機器賃貸借契約に係る一般競争入札……………(情システム課) ……二
 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
 同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活課) ……三
 建設業者の許可の取消し……………(東青地局) ……四
 右 同……………(上北地局) ……四

告 示

青森県告示第六百二十三号

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第六号の規定による指定地方公共機関を次のように指定する。

平成二十五年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社エフエム青森

青森県告示第六百二十四号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十五年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
011001	平成25年4月5日	社会福祉会法人徳望社	三戸郡大階町赤保一丁目	特別養護老人ホーム見心園	三戸郡大階町赤保一丁目	平成25年4月5日	介護老人福祉施設
011001	25年7月1日	社会福祉会法人貴望社	上北郡横野町五三	グループホームみほ	上北郡横野町五三	25年7月1日	認知症対応型共同生活介護
011001	"	社会福祉会法人貴望社	上北郡横野町五三	グループホームみほ	上北郡横野町五三	"	認知症対応型共同生活介護
011001	"	社会福祉会法人貴望社	上北郡横野町五三	グループホームみほ	上北郡横野町五三	"	認知症対応型共同生活介護
011001	"	社会福祉会法人貴望社	上北郡横野町五三	グループホームみほ	上北郡横野町五三	"	認知症対応型共同生活介護
011001	"	社会福祉会法人貴望社	上北郡横野町五三	グループホームみほ	上北郡横野町五三	"	認知症対応型共同生活介護

公 告

共通基盤システム機器賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十五年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

共通基盤システム機器 一式

二 賃貸借期間

平成二十六年一月一日から平成三十年十二月三十一日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することができる。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等について、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備さ

れていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に関係資料を添えて、平成二十五年八月二十六日までに青森県企画政策部情報システム課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。
(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。
(三) (一)の審査結果については、申請書を提出した者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目の一
青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ
電話 〇一七 七三四 九一六〇

2 入札書の提出期限
平成二十五年九月十二日 午後五時

3 開札の場所及び日時
青森市長島一丁目の一
青森県庁舎北棟五階B会議室

平成二十五年九月十三日 午前十時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約書の取り交わしの時期
落札決定の日から七日以内

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち三か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって平成二十五年度の契約金額とする。ただし、平成二十六年から平成二十九年までの各年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を三で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、平成三十年の契約金額は落札金額に九を乗じた額を三で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Computer System 1 set

(2) Specification and quantity of other

products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

5:00 p.m. September 12, 2013

3 Contact point for the notice:

System Management Section

Information Systems Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9160

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子どもネットワーク・すてっぷ

三 代表者の氏名

奈良 陽子

- 四 主たる事務所の所在地
- 五所川原市字元町五三
- 五 定款に記載された目的

この法人は、子どもや子どもに関わる個人、諸団体に対して、子どもの社会参画の拡充や子どもをとりまく環境を充実させる事業を行い、子どもも大人も豊かに育つ地域社会づくりに寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社青管工業
- 二 代表者の氏名 飯田 繁蔵
- 三 主たる営業所の所在地 青森市旭町三丁目一四の一五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一三〇四一号
- 五 取消年月日 平成二十五年七月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工、石、管、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十五年六月五日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年八月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社サワクラ
- 二 代表者の氏名 蛭澤 弘美
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字相坂字高清水五四三の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一四一八三号
- 五 取消年月日 平成二十五年七月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十五年四月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）  
青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭